

おくやみガイドブック



小金井市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

小金井市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようガイドブックを作成いたしました。このガイドブックをご活用いただくことで、深い悲しみの中、多くのお手続きをされるご遺族の皆様にも少しでもお役に立てることを願っております。

小金井市役所 042-383-1111（代表）

事前準備について

小金井市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の主な持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
(41～42ページ参照)

相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

5～6ページのリストで該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、小金井市役所へお越しください。



おくやみ手続窓口について

小金井市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ手続窓口」を開設しています。

詳細は3～4ページをご覧ください。

来庁時の主な持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

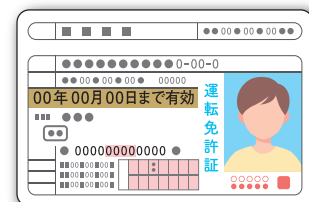
- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
 - 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみ手続窓口のご案内

小金井市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ手続窓口」を設置しています。ご利用希望の場合は、事前に**電話予約**が必要です。

おくやみ手続窓口でできること

●必要な手続きをまとめてご案内できます

対象手続の整理をお手伝いし、担当課をご案内することができます。

●書類の記入が省略できます

一部の手続は、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

※ご案内した結果、後日手続きが発生する場合があります。



予約方法について

ご予約は、必ず、以下の方法でお願いします。

※窓口は平日の 9:00 ~ 15:00 (1 枠 1 時間) です。

●電話予約

電話番号：**042-387-9830**

予約受付：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)

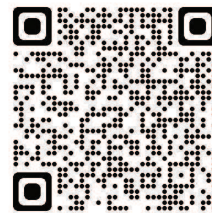


おくやみ手続ナビについて

質問に答えることで、必要なお手続きやお持物、手続き可能な方などを確認できる「おくやみ手続ナビ」のサービスをご利用できます。このおくやみガイドブックと合わせてご活用ください。

質問に答えて手続き・持ち物を調べる

二次元バーコードからアクセス

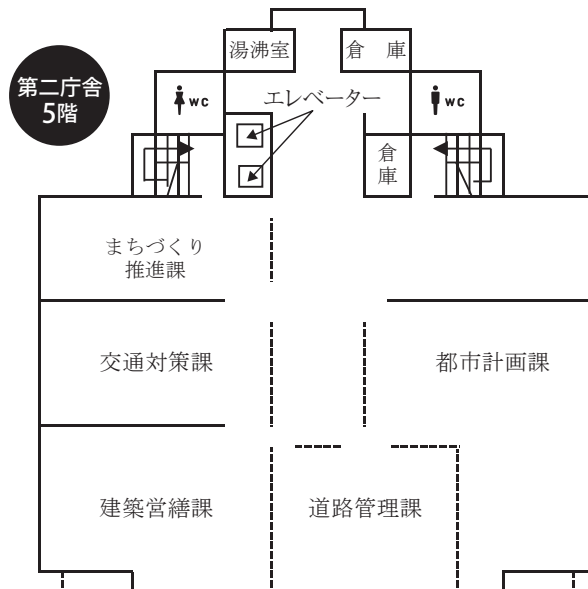
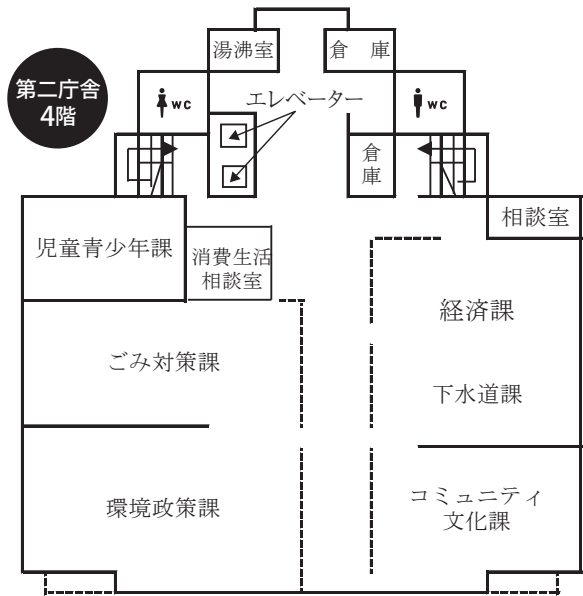
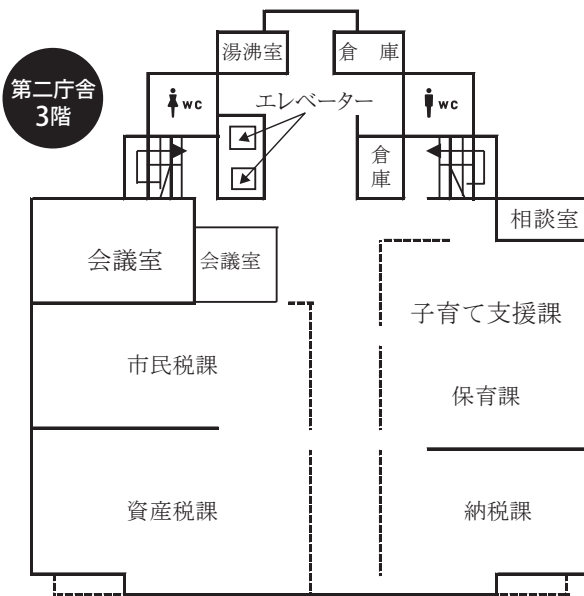
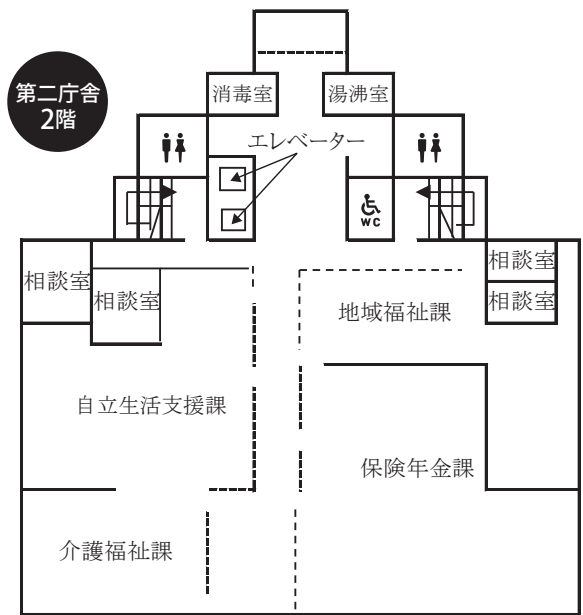
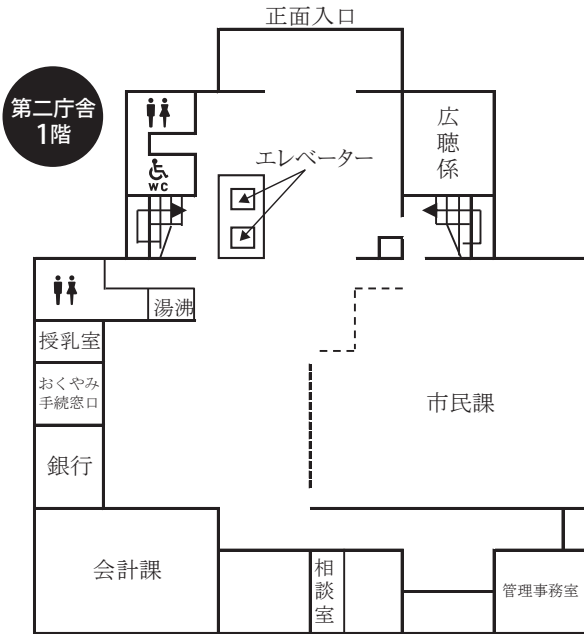


※確認した内容で、直接各対象窓口にてお手続きすることも可能です。

小金井市おくやみ手続窓口

場所：小金井市役所第二庁舎 1 階 市民課前

市役所フロアマップ



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

委任状

関連するご案内

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8・9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入、または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入、または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入、または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.13
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.14
	<input type="checkbox"/>	市内に固定資産を持っていた(相続登記が済んでいない)	P.15
	<input type="checkbox"/>	市内に未登記家屋を所有していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上、または介護認定を受けていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	高齢介護サービス費等の給付対象となっていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険料が発生していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	要介護(要支援)認定申請中の場合	
福祉(障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)を交付されていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	東京都重度心身障害者手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	心身障害者福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	難病者福祉手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.24・25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養年金を受給していた	P.25
<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)を受給していた	P.26	

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	小児慢性疾患医療費助成制度を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	心身障がい者(児)医療費助成制度(マル障)を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料の減免を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	有料道路における障害者割引制度(ETC割引)を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	駐車禁止対象除外を受けていた	
		<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた(受給者が亡くなられた場合)	P.30
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた(児童が亡くなられた場合)	
	<input type="checkbox"/>	ひとり親の手当を受給していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成医療証を交付されていた	P.32
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	子どもが認可保育園を利用している	
	<input type="checkbox"/>	子どもが認可外保育施設・幼稚園等を利用しており、利用給付認定を受けている	
登録緑地等	<input type="checkbox"/>	生産緑地を所有していたが、継続をしない	P.34
	<input type="checkbox"/>	保全緑地を所有していた	
市営高齢者住宅・市営住宅の退去	<input type="checkbox"/>	高齢者住宅または市営住宅に入居されていた方	P.35
見舞金	<input type="checkbox"/>	交通事故により亡くなられた	P.36
変更 犬の飼い主	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主だった	P.37
葬祭料 被爆者の	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を持っていた	P.38

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止されます。マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返納または破棄してください。破棄する場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返納いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 市民係 ☎ 042-387-9830

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。破棄する場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 市民係 ☎ 042-387-9830

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 被保険者証の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証を回収しています。 ※返納が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可 ※葬祭費の支給申請時に合わせてご持参いただく際には、葬祭を行った方がご持参ください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険被保険者証	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 042-387-9833

手続き② 国民健康保険葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後に国民健康保険を有していても3か月以内にお亡くなりになった場合には、以前に加入していた健康保険組合等から埋葬費が支給されますのでお問い合わせください。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀の領収書またはこれに代わるもの <input type="checkbox"/> 振込先口座が分かるもの(ゆうちょ銀行へ振込の場合は、通帳) <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 042-387-9833

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合は被保険者に代わって申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 042-387-9833

手続き④ 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続人の中から国民健康保険の手続きを代理で行う代表者の方を届出いただき、保険税の還付や、未納が発生した際の請求を通知いたします。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ必要書類をお送りします。	14日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	保険年金課 国民健康保険係 ☎ 042-387-9833

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 被保険者証の返納

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証を回収しています。 ※市役所への返納が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-387-9834

手続き② 葬祭費の補助申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、申請により葬祭を行った方に葬祭費の補助(50,000円)を支給いたします。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭費支払い者の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(葬祭領収書・会葬礼状等) <input type="checkbox"/> 葬祭費支払い者の振込先口座がわかるもの(通帳等)	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-387-9834

手続き③ 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療に関する相続代表になる方を決めていただき、該当があれば保険料や高額療養費の還付を行い、未納があれば保険料の請求をします。	14日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続代表になる方の戸籍謄本(亡くなった方との関係性が分かるもの、写し可) <input type="checkbox"/> 相続代表になる方の振込先口座が分かるもの <input type="checkbox"/> 印鑑	保険年金課高齢者医療係 ☎ 042-387-9834

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。なお、受給していた年金が不明な場合は、立川年金事務所等へお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	問い合わせ先にご確認ください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	保険年金課国民年金係 ☎ 042-387-9844 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 街角の年金相談センター 国分寺 ☎ 042-359-8451

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、立川年金事務所等へお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	問い合わせ先にご確認ください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 街角の年金相談センター 国分寺 ☎ 042-359-8451

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人 問い合わせ先にご確認ください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または、除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 042-387-9882

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の税金の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書の裏面に記載の納付場所で納付をしてください。納付が必要かどうか判断に迷う場合は、納税課までお問い合わせください。	納付書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	納税課 ☎ 042-387-9825

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 ☎ 042-387-9825

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・都民税が課税されている場合、市民税・都民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきます。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p>	<p>すみやかに</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 市民税係 ☎ 042-387-9819

MEMO

4. 税金に関する手続き

市内に固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）

- 手続き**
- 相続人代表者の指定届出書（下記のうちいずれかの書類）の提出
【賦課期日（1月1日）以前に亡くなられた場合】
 ・固定資産現所有者申告書
【1月2日以降に亡くなられた場合】
 ・相続人代表者届出書（固定資産税・都市計画税）

手続き詳細	期 限
<p>固定資産の所有者（共有代表者含む）が亡くなられた場合、法務局での相続登記が完了するまでの間、法定相続人の中から、代わりに納税通知書を受け取り、管理する方を指定する届出が必要です。</p> <p>※相続登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。</p> <p>※相続登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※相当の期間内に「固定資産現所有者申告書」または「相続人代表者届出書（固定資産税・都市計画税）」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。資産税課までご連絡ください。</p>	<p>すみやかに</p> <p>※郵送で上記書類が届いた方は指定期日まで</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書（公正証書または裁判所の検認があるもの）の写し等</p>	<p>資産税課</p> <p>☎ 042-387-9821（直通）</p> <p>管轄の法務局 府中支局</p> <p>☎ 042-335-4753（代表）</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

市内に未登記家屋を所有していた

手続き 家屋補充課税台帳所有者変更申請書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が未登記家屋を所有していた場合は、未登記家屋の名義変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	該当家屋の相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書または遺言書（公正証書または裁判所の検認のあるもの）の写し	資産税課 ☎ 042-387-9821（直通）

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート	相続人の方に限る
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	市民税課 諸税係
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本原本等）	☎ 042-387-9820

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書	相続人の方に限る
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本原本等）	市民税課 諸税係 ☎ 042-387-9820

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返納

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証をお持ちの方は、それぞれを返納してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証	介護福祉課介護保険係 ☎ 042-387-9822

高額介護サービス費等の給付対象となっていた

手続き 振込先口座の変更

手続き詳細	期 限
生前利用していた介護サービスの費用について、亡くなってから数か月後に高額介護サービス費等が給付される場合がありますので、本人以外の振込先口座へ変更してください。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先口座がわかるもの	介護福祉課介護保険係 ☎ 042-387-9822 (給付担当)

介護保険料が発生していた

手続き 相続人による送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方等、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認書類	介護福祉課介護保険係 ☎ 042-387-9921 (保険料担当)

要介護（要支援）認定申請中の場合

手続き 要介護（要支援）認定申請の取下の届出

手続き詳細	期 限
要介護（要支援）の認定申請中の場合は取下げの手続きが必要です。来庁される場合は、取下げ書の提出をお願いしますが、電話連絡でも対応可能です。ご家族が取下げる場合には、必ずケアマネジャーにご相談の上、手続きをお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、ケアマネジャー等
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護福祉課認定係 ☎ 042-387-9804

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）を 交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳(療育手帳)をお持ちだった場合、返還の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または愛の手帳(療育手帳) <input type="checkbox"/> 都営交通無料乗車券（ある場合のみ） <input type="checkbox"/> 民営バス乗車割引証（ある場合のみ）	自立生活支援課 相談支援係 ☎ 042-387-9841

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の相続人等の振込先口座がわかるもの	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居の相続人等の振込先口座がわかるもの	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

委任状

関連するご案内

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 （未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手当証書 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、児童の振込先口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込先口座の通帳の写し	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手当証書	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

東京都重度心身障害者手当を受給していた

手続き

重度心身障害者手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払重度心身障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失します。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人等の振込先口座がわかるもの	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き

【未払い分がある場合】心身障害者福祉手当未払金請求書の提出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、同居親族の振込先口座がわかるもの	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

6. 福祉（障がい）に関する手続き

難病者福祉手当を受給していた

手続き 難病者福祉手当未支払金請求書

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失します。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は介助されていた方の振込先口座が分かるもの	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

自立支援医療受給者証（精神通院）を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（精神通院）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちだった場合、返還の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院）	自立生活支援課 相談支援係 ☎ 042-387-9841

心身障害者扶養共済制度に加入していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票原本 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票原本 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	加入者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票原本 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票原本 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込先口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度に加入していた

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 年金管理者等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票原本 <input type="checkbox"/> 年金証書	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

心身障害者扶養年金を受給していた

手続き 変更事項届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、届出が必要です。年金受取人や親族が葬祭を行った場合は、葬祭料の申請ができる場合があります。	すみやかに
	手続き可能な人 年金受取人等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡証明書類 <input type="checkbox"/> 年金証書	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

特定医療費（指定難病）を受給していた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定医療費（指定難病）を受給していた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失します。	医療費の精算が済み次第すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

小児慢性疾患医療費助成制度を受給していた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が小児慢性疾患医療費助成制度を受給していた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失します。	医療費の精算が済み次第すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障がい者（児）医療費助成制度（マル障）を受給していた

手続き 受給者証の返還及び、変更届の記入

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障がい者（児）医療費助成制度（マル障）を受給していた場合、死亡日の翌日をもって受給資格が喪失します。	医療費の精算が済み次第 すみやかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の受給者証	自立生活支援課 障害福祉係 ☎ 042-387-9842

児童通所施設を利用していた

手続き 児童通所受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、児童通所受給者証の返還の手続きが必要です。また、受給している児童の保護者が亡くなられた場合は、保護者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
（本人が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の児童通所受給者証 （保護者が亡くなられた場合） <input type="checkbox"/> 児童通所受給者証	自立生活支援課 相談支援係 ☎ 042-387-9841

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返還の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	自立生活支援課 相談支援係 ☎ 042-387-9841

NHK受信料の減免を受けていた

手続き NHK受信料の減免解除手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がNHK受信料の減免を受けていた場合、手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	NHK ふれあいセンター (免除手続き) ☎ 0570-077-077

有料道路における障害者割引制度 (ETC割引) を利用していた

手続き ETC利用登録の削除

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が有料道路における障害者割引制度 (ETC利用登録) を利用していた場合、手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族等
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233

6. 福祉（障がい）に関する手続き

駐車禁止対象除外を受けていた

手続き 駐車禁止対象除外解除手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が駐車禁止対象除外を受けていた場合、手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	小金井警察署 ☎ 042-381-0110

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、地域生活支援サービス受給者証の返還の手続きが必要です。また、受給している児童の保護者が亡くなられた場合は、保護者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
(本人が亡くなられた場合) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証 (保護者が亡くなられた場合) <input type="checkbox"/> 児童の地域生活支援サービス受給者証	自立生活支援課 相談支援係 ☎ 042-387-9841

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当の支給及び、受給者変更の手続きが必要です。 公務員の方は勤務先にお問合せください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 【児童】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子育て支援課に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 042-387-9839

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格の変更手続きまたは消滅手続き

手続き詳細	期 限
手当の支給対象の児童が亡くなられた場合、資格の変更または消滅等の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 042-387-9839

7. 子どもに関する手続き

ひとり親の手当を受給していた

手続き 受給者変更手続きまたは消滅手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要です。受給対象児童が亡くなった場合は、資格の消滅、または手当額変更の手続きが必要です。	【児童扶養手当】 14日以内 【児童育成手当】 原則受給者が亡くなった月の翌月の15日まで
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 【受給予定者】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード 【児童】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子育て支援課に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 042-387-9839

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

委任状

関連するご案内

子ども医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、変更手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成医療証を交付されていた児童が亡くなった場合、その児童の医療証は死亡日の翌日をもって失効しますので、返納してください。保護者が亡くなった場合は、変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
【変更手続きに必要なもの】 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 児童の保険証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子育て支援課に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 042-387-9839

ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた

手続き 医療証の返納、変更手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた方が亡くなった場合、その医療証は死亡日の翌日をもって失効しますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
【変更手続きに必要なもの】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成医療証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 助成対象者全員の保険証 ※ご世帯の状況により、その他の書類が必要になる場合があります。詳しくは子育て支援課に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 042-387-9839

7. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効しますので、返納またはハサミなどで細かくしてから破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者または対象児童を監護・養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	健康課 ☎ 042-321-1240

子どもが認可保育園を利用している

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期 限
認可保育園を利用している児童の保護者が亡くなった場合、世帯の変更手続きのため、教育・保育給付認定変更申請書兼変更届の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	保育課 ☎ 042-387-9846

子どもが認可外保育施設・幼稚園等を利用しており、利用給付認定を受けている

手続き 変更届の提出

手続き詳細	期 限
認可外保育施設・幼稚園等を利用している児童の保護者が亡くなった場合、世帯の変更手続きのため、施設等利用給付認定変更申請書兼変更届の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	保育課 ☎ 042-387-9846

8. 登録緑地等に関する手続き

生産緑地を所有していたが、継続をしない

手続き 生産緑地の買取の申出の手続き

手続き詳細	期 限
<p>生産緑地の所有者が亡くなられて、生産緑地を売買等する場合、生産緑地の買取申出書の提出が必要です。</p> <p>手続きには、経済課（農業委員会事務局）にて、事前に、農業の主たる従事者の証明書を発行する手続きが必要です。</p>	<p>相続が発生してからおおむね1年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>生産緑地を相続する方</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生産緑地買取申出書 <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 実測図・地積測量図 <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（全部事項証明書）（原本） <input type="checkbox"/> 農業の主たる従事者の証明書（原本） <input type="checkbox"/> 印鑑証明書（原本） <p>※この他、相続登記前後により提出書類が変わることがありますので、環境政策課に事前にお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>環境政策課緑と公園係 ☎ 042-387-9860</p>

保全緑地を所有していた

手続き 保全緑地（保存樹木・保存生け垣・環境緑地）の相続の手続き

手続き詳細	期 限
<p>保全緑地の所有者が亡くなられた場合、保全緑地権利譲渡等届出書を提出により所有者の変更の手続きが必要です。</p>	<p>すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>保全緑地を相続する方</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保全緑地権利譲渡等届出書 <input type="checkbox"/> 相続する方の振込先口座がわかるもの 	<p>問い合わせ先</p> <p>環境政策課緑と公園係 ☎ 042-387-9860</p>

9. 高齢者住宅・市営住宅の退去の手続き

高齢者住宅または市営住宅に入居されていた方

手続き 退去手続き

手続き詳細	期 限
退去の手続きを行うため、必要な措置について窓口で説明します。	退去の手続き完了まで家賃がかかります
	手続き可能な人
	親族、関係者等
必要なもの	問い合わせ先
なし	まちづくり推進課 ☎ 042-387-9861

MEMO

10. 見舞金に関する手続き

交通事故により亡くなられた

手続き① 小金井市災害見舞金の手続き

手続き詳細	期 限
交通死亡事故にあわれた方の遺族に見舞金を支給します。	すみやかに
	手続き可能な人 亡くなられた方の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書（人身事故） <input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本原本 <input type="checkbox"/> 住民票原本等	交通対策課 ☎ 042-387-9850

手続き② 東京都市町村民交通災害共済に加入されていた方の手続き

手続き詳細	期 限
東京都市町村民交通災害共済に加入され、交通事故が原因で1年以内に亡くなられた方の遺族に見舞金を支給します。	交通事故が原因で死亡した日（交通災害を受けた日から1年以内）の翌日から2年間
	手続き可能な人 亡くなられた方の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 見舞金請求書 <input type="checkbox"/> 会員証 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書（人身事故） <input type="checkbox"/> 死亡診断書（死体検案書）の写し <input type="checkbox"/> 戸籍謄本原本 <input type="checkbox"/> 住民票原本等	交通対策課 ☎ 042-387-9850

11. 犬の飼い主変更に関する手続き

犬の飼い主だった

手続き 飼い主変更の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬の飼い主だった場合で、飼い主が変わった際は、飼い主変更の届出が必要です。	犬を引き取ってから30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	健康課健康係 ☎ 042-321-1240

MEMO

12. 被爆者の葬祭料に関する手続き

被爆者健康手帳を持っていた

手続き 被爆者の葬祭料に関する手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が被爆者健康手帳を持っていた場合、葬祭料が支給される場合があります。 東京都疾病対策課03-5320-4473に連絡してください。	亡くなられた日の翌日から 5年間
	手続き可能な人 戸籍法の規定による死亡届の届出義務者（親族等）
必要なもの	問い合わせ先
東京都疾病対策課 ☎ 03-5320-4473 にお問い合わせください。	健康課健康係 ☎ 042-321-1240

MEMO

市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	小金井警察署 ☎ 042-381-0110 府中運転免許試験場 ☎ 042-362-3591
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
株式	<input type="checkbox"/>	名義変更	各証券会社
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	家庭裁判所立川支部 ☎ 042-845-0317
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 武蔵野税務署 ☎ 0422-53-1311
国債を所有していた方	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	東京法務局府中支局 ☎ 042-335-4753

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHK ふれあいセンター (解約手続き) ☎ 0120-15-1515
上水道	<input type="checkbox"/>	水道の閉栓・名義変更・ 振替口座の変更	東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 (ナビダイヤル)
年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	日本年金機構 立川年金事務所 ☎ 042-523-0352 街角の年金相談センター 国分寺 ☎ 042-359-8451 (予約電話) ※電話相談等は受付不可
東京都シルバーパス	<input type="checkbox"/>	返納	一般社団法人 東京バス協会 ☎ 03-5308-6950 (シルバーパス案内専用)

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

(宛先) 小金井市長

委任状 (おくやみ手続窓口用)

※委任状の記入はすべて委任者(頼む人)が自筆してください。
 ※代理人の方の本人確認書類(例:運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)が必要です。
 ※手続きにより手続き可能な方が異なったり、ご本人でないと行えない手続きがあります。
 その場合は委任状をお持ちでも手続きできません。詳しくは各手続き担当部署でお問い合わせください。

年 月 日

【委任者】 住所 _____
※アパート・マンション名・部屋番号も記入してください。
 (頼む人) 氏名 _____ 印
 生年月日 _____ 年 月 日 日中連絡先 _____

【代理人】 住所 _____
※アパート・マンション名・部屋番号も記入してください。
 (頼まれた人) 氏名 _____
 生年月日 _____ 年 月 日 連絡先 _____

私は上記代理人に、以下の事項を委任します。

◆委任事項【市民課】 ※委任内容を具体的に必ず記入してください。

《住民票の変更に関する委任》
住所変更届(転入届・転出届・転居届・その他[_____]) 世帯変更届(世帯主変更・世帯合併・世帯分離・世帯構成変更)

《住民票の写し等に関する委任》
住民票の写し _____ 通 対象者 世帯全員 世帯一部(氏名: _____)
住民票記載事項証明書 _____ 通 記載項目 世帯主名・続柄 本籍・筆頭者 外国人の国籍等
個人番号(マイナンバー) 住民票コード
※簡易書留をご希望の場合は320円分の切手をご持参ください。
 ※マイナンバー・住民票コードを記載する場合は、委任者ご本人宛に郵送となります。

住民票の除票 _____ 通
 (※除票になったときの住所: 小金井市 _____)

《戸籍証明書等に関する委任》
本籍: 小金井市 **筆頭者:** _____
戸籍の全部事項証明(謄本) _____ 通 除籍・改製原戸籍 _____ 通
戸籍の個人事項証明(抄本) _____ 通 戸籍の附票・除附票(謄本) _____ 通
戸籍の附票・除附票(抄本) _____ 通 その他(_____) _____ 通
 附票の記載項目 { 本籍・筆頭者 在外選挙人登録地
 必要者氏名: _____
 生年月日: _____ 年 月 日
※抄本等、謄本以外の場合は必ず必要者氏名と生年月日の記入をしてください。

※戸籍の種類が事前に特定できない場合
 (_____) の相続のため (_____) の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を **各 通**
 (_____) から (_____) までの住所の記載がある戸籍の附票を **各 通**
 (_____) について記載があるもの

《使用目的》
公的年金の手続(提出先: _____) その他(_____)

◆委任事項【市民課以外】

死亡届出に伴う市民課以外の手続き _____ に関する手続き
 _____ に関する手続き
 ※本委任状で全ての手続きができない場合があります。各担当部署にてご相談ください。

キリトリ線

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

委任状

関連するご案内

記載例

委任状 (おくやみ手続窓口用)

(宛)

- ※ (頼む人) が自筆してください。
- ※ 代理人の方の本人確認書類 (例: 運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等) が必要です。
- ※ 手続きにより手続き可能な方が異なったり、ご本人でないに行えない手続きがあります。
その場合は委任状をお持ちでも手続きできません。詳しくは各手続き担当部署でお問い合わせください。

令和6年1月XX日

【委任者】 住所 小金井市本町6丁目6番3号

(頼む人)

氏名 小金井 次郎

※アパート・マンション名・部屋番号も記入してください。



生年月日 S20年 1月

【代理人】 住所 小金井市前

(頼まれた人)

氏名 野川 花子

生年月日 H10年12月

委任者は「おくやみガイドブック」または「おくやみ
手続きナビ」にて「**手続き可能な方**」である方が
なることができます。
相続のお手続きなど、委任状があっても、その場
でできない手続きもあり、**全ての手続きはできな
い場合があります**。詳細は各手続きの担当部署で
ご相談ください。

私は上記代理人に、以下の事項を委任します。

◆委任事項【市民課】 ※委任内容を具体的に必ず記入してください。

《住民票の変更に関する委任》

- 住所変更届 (転入届・転出届・転居届・その他 [])
- 世帯変更届 (世帯主変更・世帯合併・世帯分離・世帯構成変更)

《住民票の写し等に関する委任》

- 住民票の写し 通 対象者 世帯全員 世帯一部 (氏名:)
- 住民票記載事項証明書 通 記載項目 世帯主名・続柄 本籍・筆頭者 外国人の国籍等
- 個人番号 (マイナンバー) 住民票コード

※簡易書留をご希望の場合は320円分の切手をご持参ください。
※マイナンバー・住民票コードを記載する場合は、委任者ご本人宛に郵送となります。

- 住民票の除票 通
(※除票になったときの住所: 小金井市)

《戸籍証明書等に関する委任》

- 本籍: 小金井市本町6丁目6番 筆頭者: 小金井 太郎
- 戸籍の全部事項証明 (謄本) 通 除籍・改製原戸籍 通
- 戸籍の個人事項証明 (抄本) 通 戸籍の附票・除附票 (謄本) 通
- 戸籍の附票・除附票 (抄本) 通 その他 () 通

※抄本等、謄本以外
の場合は必ず必要
者氏名と生年月日
の記入をしてくだ
さい。

- 附票の記載項目 { 本籍・筆頭者
- 在外選挙人登録地

必要者氏名: _____
生年月日: _____年 月 日

※戸籍の種類が事前に特定できない場合

- (小金井次郎) の相続のため (小金井太郎) の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を 各 2通
- () から () までの住所の記載がある戸籍の附票を 各 通
- (小金井太郎と小金井次郎の親子関係) について記載があるもの

《使用目的》

- 公的年金の手続 (提出先: 立川年金事務所) その他 (銀行口座の解約)

◆委任事項【市民課以外】

死亡届出に伴う市民課以外の手続き

- _____ に関する手続き
- _____ に関する手続き

※本委任状で全ての手続きができない場合があります。各担当部署にてご相談ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

委任状

関連するご案内

死産の方への手続き

お腹で大切に育て、会える日を楽しみにされていた赤ちゃんを亡くされ、その悲しみは計り知れません。同じ経験をされた方や家族を亡くされた方とお話する事、また、関係機関に相談する事で、少しでも悲しみが癒される機会となりますよう、よろしければ下記をご参照ください。

小金井市の相談窓口：子育て世代包括支援センター内

小金井市保健センター健康課

☎ 042-321-1240

相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 保健師が対応いたします。

東京都の相談窓口

子どもを亡くされたご家族のために 電話相談

☎ 03-5320-4388

相談日時 毎週金曜日 午前10時～午後4時まで（休日及び年末年始を除く）
専門職やビフレンダー（同じ体験をしたご家族）による電話相談を行っています。

〈あなたの思いを安心できる場所でご相談ください〉

■ 遺族の思いを話せる

- ・ 自死遺族相談ダイヤル（NPO 法人全国自死遺族総合支援センター）
☎ 03-3261-4350 木曜日午前 10 時～午後 8 時 / 日曜日午前 10 時～午後 6 時 ※祝日は休み
- ・ 自死遺族傾聴電話（NPO 法人グリーンケア・サポートプラザ）
☎ 03-3796-5453 火・木・土曜日 午前 11 時～午後 4 時

■ 生きていくのがつらい

- ・ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
☎ 0570-087478 正午～午前 5 時 30 分（年中無休）
- ・ 東京いのちの電話（社会福祉法人いのちの電話）
☎ 03-3264-4343 24 時間（年中無休）
- ・ 東京多摩いのちの電話（NPO 法人東京多摩いのちの電話）
☎ 042-327-4343 午前 10 時～午後 9 時（年中無休）毎月第 3 金・土 24 時間
- ・ 小金井市保健センター
☎ 042-321-1240 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時

■ こころの不安や悩みなど

東京都立多摩総合精神保健福祉センター「こころの電話相談」
☎ 042-371-5560 月～金 午前 9 時～午後 5 時（祝日・休日・年末年始を除く）

■ 労災の補償等について

過労死 110 番全国ネットワーク
☎ 03-3813-6999 平日 午前 10 時～正午 / 午後 1 時～午後 5 時

■ 遺児への支援について

- ・ 奨学金について（一般財団法人あしなが育英会）
☎ 0120-77-8565 平日 午前 9 時～午後 5 時
- ・ あしながレインボーハウス（一般財団法人あしなが育英会）
☎ 042-594-2418 平日 午前 9 時～午後 5 時

■ 借金・相続について

- ・ 弁護士会 新宿総合法律相談センター
☎ 03-6205-9531 月～土 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 日祝日は休み
- ・ 日本司法支援センター（法テラス）
☎ 0570-078374（ナビダイヤル） 平日 午前 9 時～午後 9 時 / 土曜日 午前 9 時～午後 5 時

あなたの手続きを応援します！

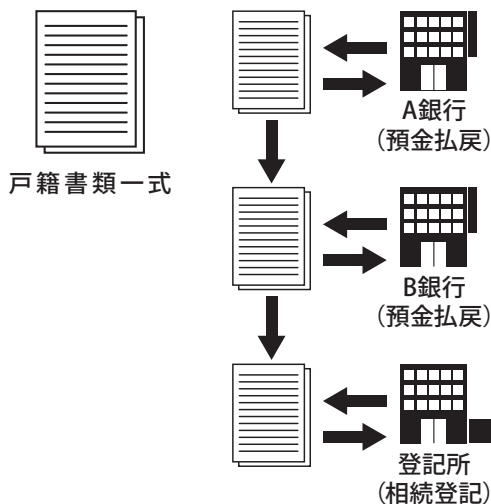
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

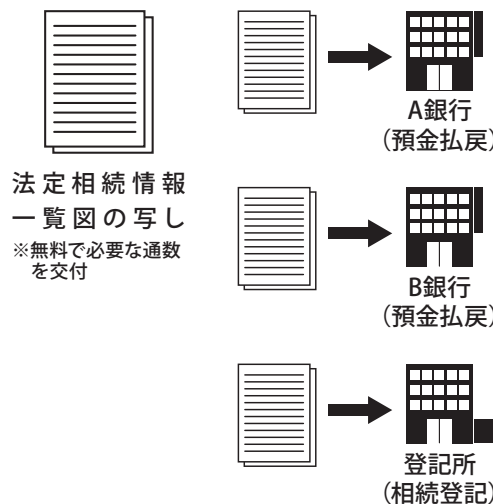
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 小金井市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年月 2024年2月

